## 浜岡原子力発電所 4 号機 保全計画(第 12 保全サイクル)の策定に伴う 保安規程変更の届出について

2010年7月20日

当社は、電気事業法第42条第2項に基づき、本日、4号機第12保全サイクル(第12回定期検査の開始日から第13回定期検査開始日の前日までの期間)の具体的な計画をとりまとめた保全計画\*1を保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]\*2に追加し、経済産業大臣に届出を行いましたのでお知らせします。

今回届出を行った保全計画では、第12保全サイクルの運転期間を従来どおり13ヶ月とし、機器の点検計画、取り替えおよび改造計画、定期検査時の安全管理等を策定しました。

- ※1 保全計画とは、保全サイクル期間中において、定期検査時に行う機器の点検内容や頻度および定期検査終了後の運転中の機器の診断などについて定めたものです。
  - 当該保全サイクルの定期検査開始前に事業者が作成し、保安規程に追加して経済産業大臣へ届出を行います。
- ※2 保安規程は、事業者が事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条に基づき、社内保安体制と保安業務の基本的な事項を定めて、国に届出ているものです。

以上